

議案第 55 号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月20日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長がこれを行うものとする。

2 法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の事務を処理させるため、三朝町営国民宿舎ブランナールみさを置く。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。